波浪注意報、洪水注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、土砂崩れ警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、海水予報、浸水注意報、浸水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報及び洪水特別警報	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報
河川予報区（気象庁長官の指定する河川の区域を範囲とするものをいう。）	（略）
津波予報区（海に面する一府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	（略）

2　（略）

（予報業務の許可の申請）

第十条　法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、別記第一号様式による予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

波浪注意報、洪水注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、土砂崩れ警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、海水予報、浸水注意報、浸水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報
津波予報区（海に面する一府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	（略）

2　（略）

（予報業務の許可の申請）

第十条　法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　予報業務の目的

三　予報業務の範囲

イ　予報の種類

ロ　対象としようとする区域

ハ　火山現象の予報にあつては、対象としようとする火山

（削る）

2　法第十七条の二第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス

二　外国法人等にあつては、国内代表者又は国内代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス

3　法第十七条の二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次のいずれかに該当する者にあつては、事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録番号を記載した書類

イ　気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。第十一条の三第一項において同じ。）の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者

ロ　（略）

三～六　（略）

七　地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為（外国の法人にあつては、これらに相当する書類）

ロ　登記事項証明書（外国の法人にあつては、これに相当する書類）

ハ　（略）

八　法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ　定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本（外国の法人にあつては、これらに相当する書類）

ロ　（略）

ニ　気象関連現象予報業務にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別

四　予報業務の開始の予定日

（新設）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　次のいずれかに該当する者にあつては、事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録番号を記載した書類

イ　気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。第十一条の二第一項において同じ。）の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者

ロ　（略）

三～六　（略）

七　地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（新設）

ロ　（略）

八　法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ　定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ　（略）